

都市公園の利用に関する手続きについて（高岡市公園利用ガイドライン）

1 制度概要

都市公園は一定の行為を除き、原則として自由に利用できます。一方で、利用方法によっては一般の公園利用者や周辺住民に著しい影響を及ぼすこともあるため、次に掲げる①～④の行為（制限行為）をしようとする場合には、利用者は許可申請を行い、市（公園管理者）の許可を受けていただく必要があります。また、利用に際して別途使用料がかかります。

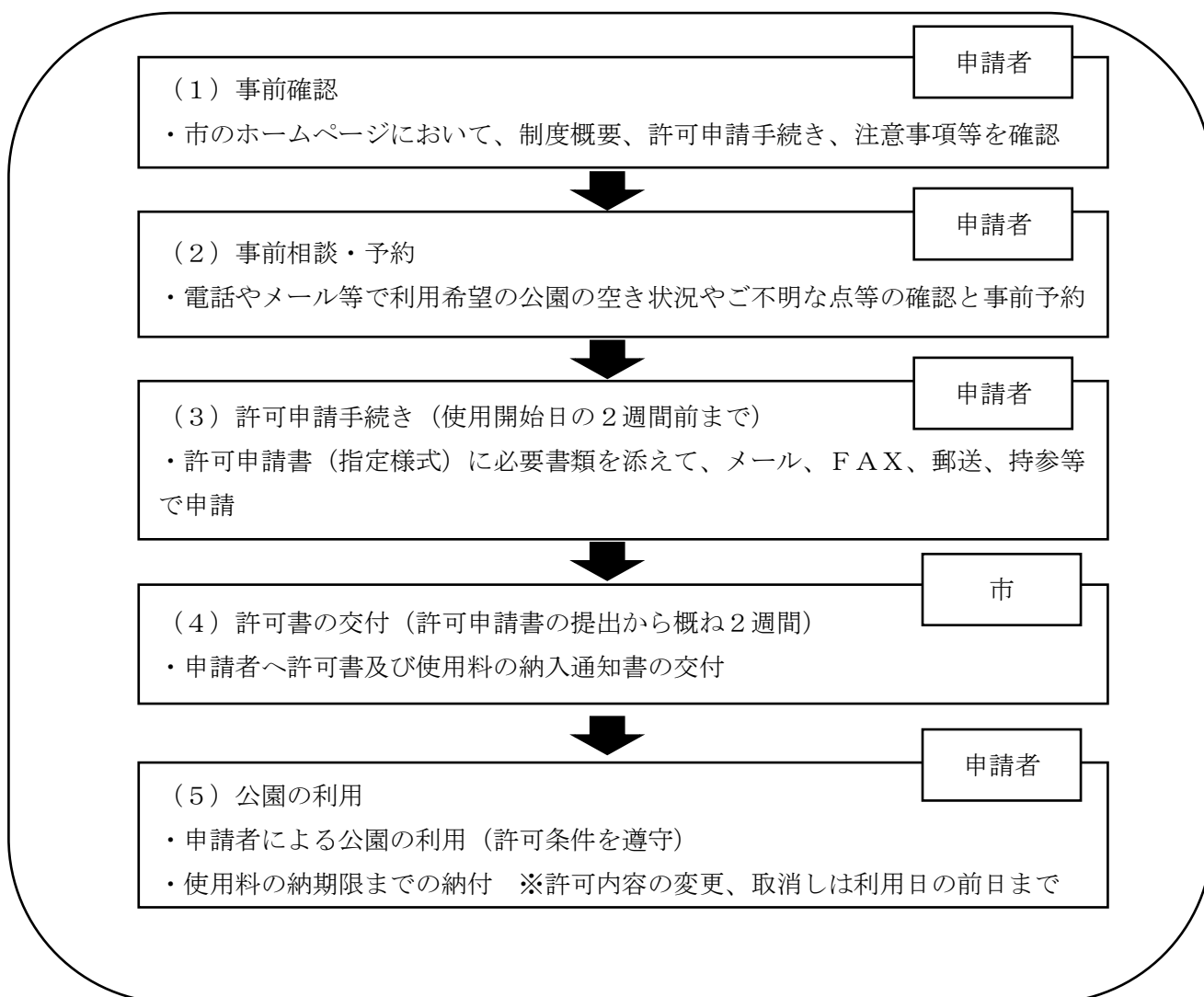
- ①行商、募金その他これに類する行為をすること 440円（人/日）
- ②業として写真又は映画を撮影すること 写真：440円（件/日）、映画8,800円（件/日）
- ③興行を行うこと 8,800円（件/日）
- ④集会、競技会、展示会、撮影会、博覧会その他これに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること 1,760円（件/日）

※本ガイドラインでは特にお問合せの多い②と④について記載してあります。

①、③に関しては、末尾の5. 担当窓口にお問合せください。

2 許可申請手続きの流れ

許可申請手続きの流れ



(1) 事前確認

市のホームページ（都市公園利用について）をご覧ください、制度概要、許可申請手続きの流れ、審査基準、注意事項等をご確認ください。

※注意事項

利用内容により、審査基準や注意事項等が異なりますので、ご注意ください。

(2) 事前相談・予約

電話、メール等で利用希望の公園の空き状況やご不明な点等をご確認の上、事前予約をお願いします。事前予約は原則として利用日の3か月前から可能となります。

※注意事項

緊急工事や公共的なイベントの開催など、管理運営上の事情により、事前予約があってもご利用いただけない場合があります。

(3) 許可申請手続き

許可申請書（指定様式）（資料1）に必要書類（行為の内容が分かる概要書（企画書））を添えて、利用日の3か月前から遅くとも2週間前までに申請してください。提出部数は1部になります。

※注意事項

許可申請書は本ホームページに掲載している指定様式をご使用ください。

(4) 許可書の交付

許可申請書の受付から審査を経て、概ね2週間で許可書の交付を行います。また、併せて使用料の納入通知書の交付を行います。

※注意事項

許可申請書に不備がある場合や許可申請の多い時期など、許可書の交付が遅れる場合があります。

(5) 公園の利用

公園利用の際は許可書を携帯し、許可条件を遵守するようにしてください。また、使用料については、納入通知書により、納期限までに本市の指定金融機関等で納付してください。

※注意事項

・都市公園法、高岡市都市公園条例（資料2）その他関係法令及び許可の基準・条件を遵守してください。

《許可の基準・条件》

↳公園利用に当たり、公園施設を損傷しないようにしてください。損傷及びこれに類する場合は、自己の責任と負担により原形復旧をしてください。（公園使用後は原状回復を原則とします。）

↳本申請に起因する事故等が起きた場合は、申請者が責任をもって解決してください。

↳利用許可期間中であっても、法令やこの許可条件に違反するなど問題が生じた場合には許可を取り消すことがあります。なお、許可の取消しにより申請者に損失が生じて、市はその損失を補償しません。

↳許可を受けた目的以外の行為は認められません。

・公園の利用に当たって、電源が必要な場合には利用者により準備してください。公園の電源設備はご使用いただけません。また、水道使用については、手洗い、飲用など通常の公園使用の範囲内とさせていただきます。（ただし高岡駅前北口交流広場は除く）

・排水設備はありませんので、申請者で準備してください。

・使用場所は、必要最小限の範囲にとどめ、常時整理整頓し、公園敷地内の環境美化に努めるとともに、発生したゴミは、申請者にて処理をしてください。

・悪天候等で使用しない可能性がある場合などは、使用の前日までに許可の変更又は取消しを行ってください。

・原則、使用日以降の変更や取消しはできません。又、既納の使用料は還付しません。

・許可の変更等（使用日の変更、使用の取消し）は、「都市公園許可事項変更許可書」を提出してください。（資料3）

3 許可の基準

利用許可に当たっては、当該許可申請の内容が以下の共通基準及び利用内容ごとの個別基準に適合するか審査をさせていただきます。

(1) 共通基準

■ 共通基準

1 公園の設置目的等に適合していること

(1) 「住民の屋外における休息、鑑賞、遊戯、運動その他のレクリエーション利用に供する」という公園本来の設置目的に反しないこと。

(2) 公園施設である園路、広場及び駐車場等の設置目的を無視し、利用者の憩いの妨げになる行為、他の法令の許可を要する場合に当該許可を得ていない行為又は公園の機能に支障を及ぼす行為ではないこと。

(3) それぞれの公園の性格、規模、効用、目的等を考慮の上、特に支障のある行為ではないこと。

※本来の目的によらない利用を希望される場合、景観みどり課と協議のうえ利用の可否を判断いたします。その際、利用する条件として本来の目的を満たせる代替物を準備いただく

場合があります。

2 公園利用者に危害を及ぼさないこと

他の公園利用者の危険性を増大させる行為及び一般常識に照らして危険な行為ではないこと。その他、振動、騒音、悪臭、蛮行など公園利用者に嫌悪を生じさせる行為ではないこと。

3 他の公園利用者及び公園施設の管理の妨げとならないこと

(1) 公園の一部又は全部を常時又は長期間定期的に使用し、他の公園利用者が利用できないようにする行為ではないこと。

(2) 公園を汚し、又は公園施設を損壊するおそれがある行為ではないこと。行為の結果、公園にどのような影響があるか予測し、判断すること。

(3) 公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為ではないこと。

(4) 都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為ではないこと。

(5) 一般来園者の公園利用及び公園施設の管理に支障を来さない箇所、方法で行われるものであること。

4 公共の福祉、公序良俗に反しないこと

(1) 青少年の健全な育成を阻害し、又は阻害するおそれがないもの及び人権侵害、差別又は名誉毀損となり、又はなるおそれがもの、その他公園において行うことが不適切ではないこと。

(2) 法令等に違反、抵触しないことは当然として、公園において行うことがふさわしい行為であること。

(3) 申請に係る行為が公園管理上又は公園周辺の秩序を乱すことが明白にかつ現実に予想されないこと。

5 事後処理が十分になされること

大規模イベント等においては、ごみ処理、片付け等が速やかになされることについて、責任者、スケジュールが定められていること。

6 利用者から料金を徴収する場合は、金額が適正であること

(1) 他の類似施設及び類似イベントと比較して社会通念上妥当なものと判断できること。

(2) 申請者が他に類似イベントを実施している場合は、必要に応じてその入場料等徴収金額の分かる資料を添付すること。

(3) 類似施設イベント等を勘案し、収支計画書を提出すること。

(4) 社会通念上妥当なものと判断できる範囲とは、類似施設及びイベントと比較して、均衡を欠くものではないこと。

7 その他

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員からの申請でないこと。

(2) 行為による収入が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規

定する暴力団の利益にならないこと。

※過去に許可された事例においても、その際の公園利用方法や一般利用者への影響を考慮した結果、利用が許可できない場合がありますのでご了承ください。

(2) 個別基準

●業として写真又は映画を撮影すること

■個別基準

- 1 公序良俗に反し、又は公園の品位を汚す撮影等でないこと。
- 2 他の公園利用者に対し、不便を与えるものでないこと。
- 3 他の公園利用者を排除して行う撮影等とならないこと。

許可申請が必要な撮影の事例

内容	許可申請		使用料
	不要	必要	
◆記念撮影			
・個人のスナップ写真等の撮影	○		—
・社内報や会報のための撮影	○		—
・撮影を職業とする者による撮影		○	○(※)
◆広告・宣伝目的の撮影			
・個人、自社の社員等による撮影	○		—
・撮影を職業とする者による撮影		○	○(※)
◆写真集・雑誌等の撮影		○	○(※)
◆映画撮影		○	○(※)
◆新聞等、報道機関による撮影		○	—
◆テレビ番組のための撮影			
・報道を目的とした番組撮影		○	—
・上記以外の番組撮影		○	—

※業としての撮影とは、①撮影を職業として行う場合（金銭の授受を伴う撮影も含む）と②撮影を収益目的で行う場合（撮影した作品を賞金等がでるコンペに応募することも含む）

※ドローン等を使用する撮影及び動画撮影は、④「集会、競技会、展示会、博覧会その他これに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること」に該当します。なお、ドローン等を使用する場合は、「都市公園利用許可申請書」以外に資料4「ドローン

撮影必要書類」に記載の書類もあわせて提出が必要です。

●集会、競技会、展示会、博覧会その他これに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること

■個別基準

- 1 公園全体の独占利用は原則として許可しない。ただし、公益上必要なもの等、特段の理由があるものについてはこの限りでない。
- 2 公園で行われる催しとして適切な内容であること。
- 3 催し等を行うことが可能な場所があること。
- 4 周辺道路の渋滞や駐車場の不足等が想定される場合に、警備員の配置や当該公園外での駐車場の確保などの必要な措置が講じられていること。
- 5 内容が市民の休息、鑑賞、遊戯、運動、レクリエーションの用に供し、健康の増進、教養の向上等に寄与するものであること。

※展示物が設置される場合や演奏会が催される場合は、展示物が設置されている場所や演奏を行う場所だけではなく、当該展示物や演奏会を視聴するための、その周囲の相当部分も独占して利用する面積に含まれます。

※大規模イベントの実施の場合には、原則として利用日の3か月前までに事前相談をお願いします。企画書等を確認させていただき、公園使用の可否について判断させていただきます。

※イベントの実施に伴うキッチンカーの出店については、本市が後援する事業、国や本市を含めた地方公共団体が主催・共催するイベント、または、当該イベントの主催者による申請で来園者等の利便性の向上に寄与するなど十分な必要性があると認められる場合等に限りします。

※スポーツ大会やスポーツ教室については、一般の公園利用者の安全確保等の観点から、当該競技種目用のグラウンド等が整備されているスポーツ施設のご利用をお願いします。

※興行やイベントの実施に伴い、複数日に渡り、容易に動かすことができない仮設工作物を設置する場合などは、都市公園法第6条第1項に基づく許可（都市公園の占用の許可）が必要となる場合があります。

《参考》許可申請を要しないもの（適用除外）

以下の利用については、一般の公園使用の範囲内（自由利用）と考えられるため、許可申請の必要はありません。

◇個人がシートを敷いてお弁当を食べるなどの場合（団体（幼稚園等）で来園し、各々シートを敷いて利用する場合も含む。）ただし、団体等で他の公園利用者を排除して利用する場合については、利用の実態により許可申請が必要となる場合があります。

◇個人等が公園内で簡易なテントを張って利用する場合。ただし、明らかに他の公園利用者

の妨げになる場合は、移動等の対応を求める場合があります。

4 関係資料

- (1) 「都市公園利用許可申請書」 資料 1
- (2) 「高岡市都市公園条例」 資料 2
- (3) 「都市公園許可事項変更許可書」 資料 3
- (4) 「ドローン撮影必要書類」 資料 4

5 担当窓口

高岡市広小路 7 番 50 号

高岡市都市創造部景観みどり課 公園係

電 話：0766-20-1419

F A X：0766-20-1655

メール：midori@city.takaoka.lg.jp

※窓口へ直接お越しいただく場合や電話でのお問い合わせについては、月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までの時間でお願ひします。